大野町高度処理型合併浄化槽設置整備事業の施工指導基準

1<u>. 目的</u>

この施工指導基準は、国及び県の合併浄化槽補助制度と、大野町高度処理型合併浄化槽補助制度を進める上で、その施工申請及び施工方法が適切に遂行されるよう指導し、工事施工については、浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等に関する省令第1条に基づくほか次によるものとする。

2. 工事施工申請

工事施工申請については全て浄化槽設備士の監督のもとに関係課と協議しながら行うこと。

- (1) 浄化槽設置届出書又は浄化槽設置通知書を提出すること。
- (2) 計画段階において、浄化槽の機種、配管材料、配管管路、浄化槽埋設地の状況、 各占用箇所等、事前に関係課と綿密に協議すること。

3. 浄化槽設置工事

(1) 浄化槽設置工事

浄化槽設置工事は、岐阜県浄化槽工事業者の登録又は届出をしているものが行う。 次の各工程で浄化槽設備士の立ち会い、確認を得てから工事を進めていくこと。

- ①掘削、床堀 土質及び土量、掘削状況。
- ②基礎工事 基礎 (基礎地盤の確認、基礎工事方法の確認)

砕石地業、捨てコンクリート打設、ベース配筋状況、ベースコン

クリート打ち込み状況及びベースコンクリート厚。

- ③据付工事 水平状況、嵩上げ、埋め戻し状況、漏水の有無。
- ④埋設工事 スラブ配筋状況、スラブコンクリート打ち込み状況及びスラブコンク リート厚。
 - (2) 工事写真
- ①着工前(季節単独浄化槽撤去、宅内配管を含む。)
- ②掘削状況

(掘削前、掘削状況、掘削後でスケールを使い数量や使用機械が確認出来るようにする こと)

- ③基礎砕石布設(転圧状況含む)
- ④捨てコンクリート打設
- ⑤基礎コンクリート打設

(ベースコンクリート打ち込み状況、コンクリート厚、配筋状況)

- ⑥本体受け入れ状況 (機種、部品の確認)
- ⑦浄化槽据え付け状況 (縦、横の水平状況)
- ⑧水張り、漏水の確認
- ⑨洗砂による埋め戻し、水締め状況、つき固め(中間状況含む)

- ⑩スラブ工事(スラブコンクリート打ち込み状況、コンクリート厚、型枠、配筋) ※嵩上げが必要な場合は、嵩上げ寸法がわかるもの
- ⑪ブロアー据え付け状況
- ⑫滅菌剤、試運転の状況
- ③完成写真 ・単独浄化槽撤去が必要な場合、撤去前、撤去状況、撤去後等の写真
 - ・ 宅内配管工事補助対象の場合、配管工事着工前、施工状況、施工完了等の写真
 - (3) 関係課の立会、検査
 - ・着手前立会・・・浄化槽の埋設予定地の確認、単独槽の有無、最終清掃の確認 宅内配管状況
 - ・中間検査・・・・浄化槽の設置、埋め戻しの状況、宅内配管状況等
 - ・完成検査・・・・生活排水の接続状況等
 - ※1.上記3回(着手・中間・完成)の浄化槽設備士、関係課職員が入った写真を添付のこと。ただし、着手前立会時に浄化槽の埋設予定地の確認、単独槽の撤去の有無、最終清掃の確認、排水管の埋設予定地の確認等ができ、且つ関係課の承諾を得た場合に限り、中間検査を省略することができる。
 - ※2設置者及び浄化槽設備士は完成検査に立ち会うこと。

4. 工事指導基準

- (1) 掘削
- ①掘削場所(浄化槽設置場所)が家の基礎又は、大きな建物に接して設置する場合、原則 として2m以上離すこと。
- ②家の基礎又は、大きな建物に接して設置する場合、2m以上離すことが出来ない場合は、 浄化槽設備士と協議し、建物の基礎側に鉄筋コンクリートの擁壁を設置すること。
- ③掘削(床堀)する面積は、浄化槽の外形より少し大きい穴を掘り、地山をいためないよう必要以上の穴を掘らないこと。
- ④土質や地下水の状況に応じ、適切な工法をとること。
- ⑤地下埋設物には十分注意すること。
 - (2) 基礎工事
- ①基礎工事は、浄化槽の据付に影響があるので、基礎の水平や据付後のレベルには十分 注意すること。
- ②普通地盤の時は、床堀地盤より割栗石($4.5 \,\mathrm{mm}$ 内外の砕石)を厚 $1.0 \,\mathrm{c}\,\mathrm{m}$ 以上敷き床固めしたのち、捨てコンクリート($1.8 8 2.5 \,\mathrm{t}$ 程度)を $5.0 \,\mathrm{c}\,\mathrm{m}$ 以上打ち、十分な養生期間をとる。浄化槽底部より $2.0 \,\mathrm{c}\,\mathrm{m}$ 程広い面積で厚 $1.5 \,\mathrm{c}\,\mathrm{m}$ (L型擁壁等を使用する場合は、擁壁の底部の厚みは含めない)のコンクリート($1.8 8 2.5 \,\mathrm{t}$ 程度)を投入し、打上がりが均質で密実になるように行い、かつ、所要の強度まで適切に養生すること。ベース筋として異形鉄筋 $D 1.0 \,\mathrm{e}\,\mathrm{k}$ 、横 $2.0 \,\mathrm{c}\,\mathrm{m}\,\mathrm{l}$ ッチで配筋すること。
- ③掘削深さが大きすぎた場合は、砕石層の厚さで調整すること。
- ④軟弱地盤の時は、関係課と協議して、必要があるときは基礎工事内容を変更することが ある。

(3) 据付工事

- ①浄化槽の据付は、コンクリートが固まってからホウキ等で基礎の上を掃いてから据え付けること。
- ②浄化槽本体に傷等が無いか確認すること。
- ③浄化槽内に土砂が入らないようにすること。
- ④浄化槽底部には土砂等の突起物が無いか確認し、浄化槽の水平に十分注意し施工すること。
- ⑤水平器のセット位置は各槽のマンホール部で縦、横の水平を確認すること
- ⑥浄化槽の埋め戻しは全て洗砂を使用し、浄化槽に水を入れながら槽の水のレベルと等し く洗砂を入れ水締めを十分に行うこと
- ⑦スラブコンクリートについては、自動車荷重等がかかる個々の現場において条件が異なるので、メーカー、浄化槽設備士等と十分協議して施工すること。
- ⑧嵩上げは30cmまでとする。嵩上げがそれ以上になる場合には浄化槽の維持管理が容易に出来るようコンクリートのピット構造等とする。
- ⑨ピットの擁壁の厚みは、擁壁に作用する土圧に応じて決め、上部は、樹脂製又は鋳鉄製の蓋をすること。
- ⑩地下水位が高い場合は、浮上防止ベルト等の浮上防止対策を必ず実施すること。

(4) ブロアー工事

- ①ブロアーの据付は水平、垂直を正しく保ち、堅固に取り付けること。
- ②ブロアーの設置場所は、雨、積雪等に影響されない場所で、維持管理上便利な場所にすること。
- ③ブロアー基礎は地上10cm以上とし、ブロアー台の外寸より5cm大きくコンクリートを打つこと。
- ④ブロアーのアースは必ず行うこと。

(5) 排水管工事

原則として排水設備責任技術者ハンドブック(日本下水道協会岐阜県支部発行)に規定されている技術上の基準に従って、責任を持って設計・施工を行うこと。

- ①排水管は、汚水と雨水を分離して接続すること。
- ②排水管の高さについて、出水期等に逆流しない高さとすること。放流口と放流水路の水 位差が適切に保たれ、逆流の恐れはないか確認すること。
- ③排水管材料は欠陥、損傷がないもので原則規格品を使用し、下記のように使い分けること。既存の配管を利用する場合は、老朽化による破損等がないか確認すること。

宅 地 内	私 道 内	官 地、公 道
ビニール管 (VU)	ゴムリング付き	ビニール管(VP、
	ビニール管(VU)	HIVP)

※官地、公道配管工事については、占用も含めて、関係課と十分協議すること。

- ④配管勾配は、流入、流出とも 1/管径(mm)の勾配がとれるよう考慮すること。
- ⑤宅地内配管であっても荷重のかかる場合は、ビニール管 (VU) からビニール管 (VP) にすること。生活排水はすべて接続すること。
- ⑥汚水マスは原則として、管渠の集合・屈折点、直線部においては、管径の120倍以下 毎に設置すること。
- ⑦排水設備への流入部には原則として、トラップを設置すること。
- ⑧有毒ガスが室内に拡散することを防止するため、原則として通気管を設置すること。
- ⑨雨水管は接続しないこと。

(6) ポンプアップ工事

ポンプの選定に当たっては口径40mm以上とし、揚程は排水溝の水位高さを確認し、 十分な余裕をみること。

(7) 施工悪例

次にあげる工事は絶対にしないこと。

- ①家屋の基礎下に浄化槽を設置すること。
- ②埋め戻しに石等堅い物を混入すること。
- ③水平不良の浄化槽。
- ④流入管、流出管を逆勾配に配管すること。
- ⑤基礎コンクリートを打たずに設置すること。 附 則

この基準は、令和6年4月1日より施行する。